

令和2年6月

郡山市議会定例会議案



# 目 次

議案第 93号	令和2年度郡山市一般会計補正予算（第6号）	5
議案第 94号	令和2年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9
議案第 95号	令和2年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	13
議案第 96号	郡山市税条例の一部を改正する条例	15
議案第 97号	郡山市手数料条例の一部を改正する条例	37
議案第 98号	令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第 99号	郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	47
議案第100号	郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	51
議案第101号	郡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	53
議案第102号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	57
議案第103号	新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例	63
議案第104号	郡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	67
議案第105号	郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第106号	郡山市介護保険条例の一部を改正する条例	71
議案第107号	工事請負契約について	73
議案第108号	工事請負契約について	75
議案第109号	工事請負契約について	77
議案第110号	工事請負契約について	79
議案第111号	財産の取得について	81
議案第112号	財産の取得について	83
議案第113号	調停案に合意することについて	85
議案第114号	郡山市と須賀川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	87
議案第115号	郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	89
議案第116号	郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	91

議案第117号	郡山市と大玉村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	93
議案第118号	郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	95
議案第119号	郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	97
議案第120号	郡山市と猪苗代町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	99
議案第121号	郡山市と石川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	101
議案第122号	郡山市と玉川村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	103
議案第123号	郡山市と平田村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	105
議案第124号	郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	107
議案第125号	郡山市と古殿町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	109
議案第126号	郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	111
議案第127号	郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	113
議案第128号	郡山市と二本松市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	115
議案第129号	専決処分承認を求めることについて	117
報告第 2号	専決処分事項の報告について	193
報告第 3号	令和元年度郡山市一般会計継続費繰越計算書	209
報告第 4号	令和元年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書	211
報告第 5号	令和元年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書	215
報告第 6号	令和元年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	217
報告第 7号	令和元年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	219
報告第 8号	令和元年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	221
報告第 9号	令和元年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書	223
報告第 10号	令和元年度郡山市総合地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書	225
報告第 11号	令和元年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書	227
報告第 12号	令和元年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書	229
報告第 13号	令和元年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書	231
報告第 14号	令和元年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書	233



令和2年度郡山市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度郡山市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,152,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,646,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		54,214,000	1,257,653	55,471,653
	1 国庫負担金	14,559,615	199,418	14,759,033
	2 国庫補助金	39,583,643	1,058,235	40,641,878
18 県支出金		27,163,426	55,885	27,219,311
	1 県負担金	5,380,912	30,123	5,411,035
	2 県補助金	21,185,353	25,762	21,211,115
20 寄附金		68,709	40,134	108,843
	1 寄附金	68,709	40,134	108,843
21 繰入金		6,861,961	587,842	7,449,803
	2 基金繰入金	6,757,847	587,842	7,345,689
23 諸収入		4,319,589	329,012	4,648,601
	5 雑入	517,183	329,012	846,195
24 市債		10,733,600	882,100	11,615,700
	1 市債	10,733,600	882,100	11,615,700
歳 入	合 計	177,493,684	3,152,626	180,646,310

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		43,375,884	222,800	43,598,684
	1 総務管理費	40,723,158	137,238	40,860,396
	3 戸籍住民基本台帳費	719,017	85,562	804,579
3 民生費		47,897,821	138,754	48,036,575
	2 心身障害者福祉費	6,707,625	1,420	6,709,045
	3 老人福祉費	9,814,611	125,075	9,939,686
	4 児童福祉費	22,101,074	12,259	22,113,333
4 衛生費		27,742,837	1,406,373	29,149,210
	1 保健衛生費	22,703,703	251,427	22,955,130
	2 清掃費	4,804,547	1,154,946	5,959,493
6 農林水産業費		5,515,059	43,887	5,558,946
	1 農業費	5,092,397	43,887	5,136,284
7 商工費		5,975,025	102,164	6,077,189
	1 商工費	5,975,025	102,164	6,077,189
8 土木費		14,481,338	12,126	14,493,464
	4 都市計画費	8,247,433	12,126	8,259,559
9 消防費		3,917,023	47,271	3,964,294
	1 消防費	3,917,023	47,271	3,964,294
10 教育費		11,258,239	1,184,950	12,443,189
	2 小中学校費	6,523,048	899,319	7,422,367
	3 社会教育費	3,276,424	285,631	3,562,055
14 予備費		626,930	△5,699	621,231
	1 予備費	626,930	△5,699	621,231
歳 出	合 計	177,493,684	3,152,626	180,646,310

一般会計

第 2 表 地 方 債 補 正  
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害等廃棄物処理事業	千円 384,600		%		千円 980,400		%	
街路整備事業	107,600				110,300			
消防防災設備整備事業	107,700				119,800			
学校教育施設等整備事業	606,100				877,600			
合 計	10,733,600				11,615,700			

令和2年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,502,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		5,109,563	50,973	5,160,536
	1 国民健康保険税	5,109,563	50,973	5,160,536
3 県支出金		19,942,251	69,933	20,012,184
	1 県補助金	19,942,251	69,933	20,012,184
5 繰入金		3,017,089	△254,952	2,762,137
	2 基金繰入金	449,000	△254,952	194,048
6 繰越金		250,000	211,223	461,223
	1 繰越金	250,000	211,223	461,223
歳 入	合 計	28,425,042	77,177	28,502,219

国民健康保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		19,839,926	5,400	19,845,326
	6 傷病手当金	0	5,400	5,400
3 国民健康保険事業費納付金		7,335,976	65,606	7,401,582
	1 医療給付費分	5,043,966	69,182	5,113,148
	2 後期高齢者支援金等分	1,750,940	△2,747	1,748,193
	3 介護納付金分	541,070	△829	540,241
6 諸支出金		46,602	6,171	52,773
	1 償還金及び還付加算金	46,602	6,171	52,773
歳 出 合 計		28,425,042	77,177	28,502,219





令和2年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		5,658,057	△ 165,204	5,492,853
	1 介護保険料	5,658,057	△ 165,204	5,492,853
2 国庫支出金		5,681,169	31,411	5,712,580
	2 国庫補助金	1,433,290	31,411	1,464,701
6 繰入金		4,100,486	133,793	4,234,279
	1 一般会計繰入金	3,993,653	120,491	4,114,144
	2 基金繰入金	106,833	13,302	120,135
歳入	合計	25,510,714	0	25,510,714

介護保険特別会計

郡山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市税条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第41条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第41条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金</p>

所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2~10 (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)

額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2~10 (略)

(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)

第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 （略）

（地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例）

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和4年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規

第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和2年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 （略）

（地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例）

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和2年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規

定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

（略）

2 （略）

（たばこ税の課税標準）

第81条 （略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

（略）

3 （略）

定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

（略）

2 （略）

（たばこ税の課税標準）

第81条 （略）

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

（略）

3 （略）

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10（略）

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の5 当分の間、第9条、第34条第2項、第39条第5項、第40条第2項、第41条の12第2項、第61条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第118条第2項（第119条の7において準用する場合を含む。）、第119条第2項（第119条の7において準用する場合を含む。）、第128条の11及び第128条の18第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10（略）

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の5 当分の間、第9条、第34条第2項、第39条第5項、第40条第2項、第41条の12第2項、第61条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第118条第2項（第119条の7において準用する場合を含む。）、第119条第2項（第119条の7において準用する場合を含む。）、第128条の11及び第128条の18第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められた日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が、当該年5.5パーセント以下に定められた日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第41条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（

2 当分の間、第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められた日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が、当該年5.5パーセント以下に定められた日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第41条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（



当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～16 (略)

17 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第17条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～16 (略)

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第17条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第21条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合に

2～3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第21条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

は、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第28条 所得割額の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 郡山市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第37条の2若しくは第37条の5（第41条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第38条の4第1項（第38条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第39条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第41条の7、第56条、第68条の7第1項、第71条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第118条第1項、第124条第3項又は第128条の9第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第37条の2若しくは第37条の5（第41条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第38条の4第1項（第38条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第39条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第41条の7、第56条、第68条の7第1項、第71条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第118条第1項、第124条第3項又は第128条の9第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日まで</p>

については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項又は第701条の60第1項第4号の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第39条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第39条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日  
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第9条の2 前条、第34条第2項、第39条第5項、第40条第2項、第41条第1項、第41条の12第2項、第61条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第118条第2項、第119条第2項、第128条の11並びに第128条の18第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第11条 (略)

2 (略)

の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項又は第701条の60第1項第4号の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第39条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第39条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日  
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第9条の2 前条、第34条第2項、第39条第5項、第40条第2項、第41条第1項及び第4項、第41条の12第2項、第61条第2項、第85条第5項、第88条第2項、第118条第2項、第119条第2項、第128条の11並びに第128条の18第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第11条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第15条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第39条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第15条（略）

2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ（略） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにお	年額 50,000円

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第15条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第39条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第15条（略）

2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ（略） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにお	年額 50,000円

いて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの
(2)～(9) (略)
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>

いて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの
(2)～(9) (略)
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第39条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u></p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控</u></p>

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年

除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、

を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の

当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の



8 第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間

8 (略)

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機

8 第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第40条第3項及び第41条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第40条第3項及び第41条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第41条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第41条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第41条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機

構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 （略）

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 （略）

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は

構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 （略）

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は

届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第40条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を

届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第40条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1

経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第41条 (略)

2・3 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第41条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第41条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第40条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合

(たばこ税の課税標準)

第81条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(略)

3~10 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の5 (略)

2 当分の間、第41条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第41条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第81条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(略)

3~10 (略)

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の5 (略)

2 当分の間、第41条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中郡山市税条例第81条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中郡山市税条例第12条第1項第2号、第19条及び第26条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の5、第4条第1項、第10条、第10条の2第17項、第17条第1項、第17条の2第3項及び第21条の改正規定並びに第26条の次に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中郡山市税条例第81条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の5の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第19条及び第26条第1項の規定は、令和3年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡婦である第11条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の郡山市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号の掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以降に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号口に掲げる規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前

に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項に同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（提案要旨）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。



郡山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1（第2条、第3条、第8条関係） 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
1～16	(略)				1～16	(略)			
17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	(略)			17	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	(略)		
18	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1	(略)			18	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1	(略)		

	項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付			
19	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写しの交付手数料	1通	250円
20	住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票記載事項証明書の交付	除票記載事項証明書の交付手数料	1通	250円
21	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	(略)		

	項又は第12条の3第1項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付			
19	住民基本台帳法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの	(略)		

					交付				
22	住民基本台帳法 第21条の3第1 項から第4項ま での規定に基づ く戸籍の附票の 除票の写しの交 付	戸籍の附票の除票の 交付手数料	1通	250円					
23	行政手続におけ る特定の個人を 識別するための 番号の利用等に 関する法律（平 成25年法律第27 号）第2条第7 項に規定する個 人番号カードの 再交付（追記欄 の余白がなくな った場合、個人 番号若しくは住 民票コードの変 更により返納し た場合又は国外 への転出により	個人番号カード再交 付手数料	1枚	800円	20	行政手続におけ る特定の個人を 識別するための 番号の利用等に 関する法律（平 成25年法律第27 号。以下「番号 法」という。） 第7条1項に規 定する通知カー ドの再交付（通 知カード若しく は番号法第2条 第7項に規定す る個人番号カー ドの追記欄の余 白がなくなった	通知カード再交付手 数料	1枚	500円

	返納した場合の再交付を除く。)			
24～189	(略)			

備考

1 第101号の建築物に関する確認申請手数料に係る床面積の合計は、

	場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交付を除く。)			
21	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交付を除く。)	個人番号カード再交付手数料	1枚	800円
22～187	(略)			

備考

1 第99号の建築物に関する確認申請手数料に係る床面積の合計は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) (略)

2 第104号の建築物に関する完了検査申請手数料及び第107号の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料に係る床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)・(2) (略)

3 第175号から第178号までの手数料を徴収する事務について、長期優良住宅普及促進法第6条第2項（長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る住戸の属する建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第101号に掲げる区分に応じて同号に定める額を当該建築物について同時に申請を行う住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。

4 第181号及び第182号の手数を徴収する事務について、共同住宅等の建築物全体で申請する場合の手数料の額は、当該建築物の住戸の戸数の総数により算出した額に当該建築物の共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在しない場合は、これらの部分により算出した額は加算しない。

5 第181号及び第182号の手数を徴収する事務について、共同住宅等の住戸部分のみの申請と共同住宅等の建築物全体での申請を同時にする場

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) (略)

2 第102号の建築物に関する完了検査申請手数料及び第105号の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料に係る床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)・(2) (略)

3 第173号から第176号までの手数料を徴収する事務について、長期優良住宅普及促進法第6条第2項（長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る住戸の属する建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第99号に掲げる区分に応じて同号に定める額を当該建築物について同時に申請を行う住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。

4 第179号及び第180号の手数を徴収する事務について、共同住宅等の建築物全体で申請する場合の手数料の額は、当該建築物の住戸の戸数の総数により算出した額に当該建築物の共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在しない場合は、これらの部分により算出した額は加算しない。

5 第179号及び第180号の手数を徴収する事務について、共同住宅等の住戸部分のみの申請と共同住宅等の建築物全体での申請を同時にする場

合の手数料の額は、前項の規定により算出した額とする。

- 6 第181号及び第182号の手数料を徴収する事務について、低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第101号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。
- 7 第183号から第185号までの手数料を徴収する事務について、非住宅部分（工場等に限る。）の用途及び非住宅部分（工場等を除く。）の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の非住宅部分（工場等に限る。）の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分（工場等を除く。）の床面積の合計により算出した額を加算する。
- 8 第186号から第189号までの手数料を徴収する事務について、住宅の用途及び非住宅の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分の床面積の合計により算出した額を加算する。
- 9 第186号から第189号までの手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第101号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。
- 10 第186号及び第187号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第29条第3項の規定により、他の建築物を含めた審査の申出があった場合の手数料の額は、申請建築物の床面積に対する当該各号に定める手

合の手数料の額は、前項の規定により算出した額とする。

- 6 第179号及び第180号の手数料を徴収する事務について、低炭素化促進法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第99号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。
- 7 第181号から第183号までの手数料を徴収する事務について、非住宅部分（工場等に限る。）の用途及び非住宅部分（工場等を除く。）の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の非住宅部分（工場等に限る。）の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分（工場等を除く。）の床面積の合計により算出した額を加算する。
- 8 第184号から第187号までの手数料を徴収する事務について、住宅の用途及び非住宅の用途に供する建築物の場合の手数料の額は、当該建築物の住宅部分の床面積の合計により算出した額に当該建築物の非住宅部分の床面積の合計により算出した額を加算する。
- 9 第184号から第187号までの手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出があった場合は、当該各号に定める手数料の額に、当該申請に係る建築物の床面積の合計を建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査の床面積の合計とみなし、第99号に掲げる区分に応じて同号に定める額を加算する。
- 10 第184号及び第185号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第29条第3項の規定により、他の建築物を含めた審査の申出があった場合の手数料の額は、申請建築物の床面積に対する当該各号に定める手

数料の額に、他の建築物ごとの床面積に対する当該各号に定める手数料の額を加算する。

11 第188号及び第189号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第29条第3項の規定による認定を受けた建築物に係る変更の審査の申出があった場合の手数料の額は、対象となる建築物ごとの床面積に対する当該各号における手数料の額を合計した額とする。ただし、新たに他の建築物が追加される変更である場合の新たに追加される他の建築物の手数料の額は、当該建築物の床面積に対する第186号又は第187号に定める手数料の額とする。

12 (略)

数料の額に、他の建築物ごとの床面積に対する当該各号に定める手数料の額を加算する。

11 第186号及び第187号の手数料を徴収する事務について、建築物省エネ法第29条第3項の規定による認定を受けた建築物に係る変更の審査の申出があった場合の手数料の額は、対象となる建築物ごとの床面積に対する当該各号における手数料の額を合計した額とする。ただし、新たに他の建築物が追加される変更である場合の新たに追加される他の建築物の手数料の額は、当該建築物の床面積に対する第184号又は第185号に定める手数料の額とする。

12 (略)

第2条 郡山市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1 (第2条、第3条、第8条関係) 法令に基づく事務に係る手数料					別表第1 (第2条、第3条、第8条関係) 法令に基づく事務に係る手数料				
号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
1～65	(略)				1～65	(略)			
66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	(略)			66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	(略)		
67～69	(略)				67～69	(略)			
70	医薬品、医療機器等の品質、有	(略)			70	医薬品、医療機器等の品質、有	(略)		

	効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査			効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	
71	(略)		71	(略)	
72	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)	72	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(略)
73	(略)		73	(略)	
74	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の変更の申請に対する審査	(略)	74	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の変更の申請に対する審査	(略)
75～189	(略)		75～189	(略)	
備考	(略)		備考	(略)	

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年9月1日から施行する。ただし、第2条中別表第1第66号、第70号及び第72号の改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

#### (提 案 要 旨)

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。



令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例（令和元年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第6条の2 市長は、国民健康保険税の納税義務者が前条の規定による国民健康保険税の減免を受けた場合又は同条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納税義務者が納付すべき令和2年度分の国民健康保険税の額のうち、同年4月分から9月分までの月割に相当する額について、同条に定めるところにより減免する。この場合において、同条第1項第3号中「平成30年」とあるのは「令和元年」と、同条第3項中「令和2年3月31日」とあるのは「令和2年9月30日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（介護保険料の減免）</p> <p>第7条 市長は、介護保険料の納付義務者等（第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）について次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号被保険者に係る令和元年度分の介護保険料のうち、令和元年10月12日以降に納期の末日が到来するものについて、当該各号に掲げるところにより減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>第7条の2 市長は、介護保険料の納付義務者等が前条の規定による介護保</u></p>	<p>（介護保険料の減免）</p> <p>第7条 市長は、介護保険料の納付義務者等（第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この条において同じ。）について次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号被保険者に係る令和元年度分の介護保険料のうち、令和元年10月12日以降に納期の末日が到来するものについて、当該各号に掲げるところにより減免する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

保険料の減免を受けた場合又は同条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該納付義務者等に係る令和2年度分の介護保険料のうち、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間に納期の末日が到来するものについて、同条に定めるところにより減免する。この場合において、同条第1項第3号中「平成30年」とあるのは「令和元年」と、同条第3項中「令和2年3月31日」とあるのは「令和2年9月30日」と読み替えるものとする。

(減免の申請)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第6条及び第6条の2の規定による国民健康保険税又は第7条及び第7条の2の規定による介護保険料について減免すべき事由があることが明らかであると認めるときは、同項の規定によらず、減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(減免の申請)

第8条 (略)

(提 案 要 旨)

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する令和2年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免を行う。

郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携)	(特定教育・保育施設等との連携)
第42条 (略)	第42条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。



郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提 案 要 旨)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。





郡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険条例（昭和40年郡山市条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日まで

での間に属する場合に適用することとする。

(提 案 要 旨)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給する。



郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当</p>

該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

#### 附 則

（平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

5 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第26条の規定の適用については、前項の規定にかかわら

該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

#### 附 則

（平成18年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

5 平成18年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第8項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第26条の規定の適用については、前項の規定にかかわら

ず、同条中「63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文」とあるのは「56万円を超える場合には、56万円）並びに同条第3項本文」と、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。））」と、同号ア中「14,700円」とあるのは「12,900円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について16,500円」と、同条第2号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。））」と、同号ア中「10,500円」とあるのは「8,600円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について11,000円」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

6 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第26条の規定の適用については、附則第4項の規定にかかわらず、同条中「63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当

ず、同条中「61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文」とあるのは「56万円を超える場合には、56万円）並びに同条第3項本文」と、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。））」と、同号ア中「14,700円」とあるのは「12,900円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について16,500円」と、同条第2号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。））」と、同号ア中「10,500円」とあるのは「8,600円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について11,000円」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例）

6 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第26条の規定の適用については、附則第4項の規定にかかわらず、同条中「61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当

該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文」とあるのは「56万円を超える場合には、56万円)並びに同条第3項本文」と、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」と、同号ア中「14,700円」とあるのは「12,900円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について16,500円」と、同条第2号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」と、同号ア中「10,500円」とあるのは「8,600円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について11,000円」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合)には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期

該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文」とあるのは「56万円を超える場合には、56万円)並びに同条第3項本文」と、同条第1号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」と、同号ア中「14,700円」とあるのは「12,900円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について16,500円」と、同条第2号中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」と、同号ア中「10,500円」とあるのは「8,600円」と、同号イを「イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について11,000円」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から



譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(福島第一原子力発電所事故に伴う国民健康保険税の減免に係る申請の特例)

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23年度分から令和2年度分までの国民健康保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(福島第一原子力発電所事故に伴う国民健康保険税の減免に係る申請の特例)

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、平成23年度分から令和元年度分までの国民健康保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。  
ただし、附則第10項及び第11項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案要旨）

地方税法施行令等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税、減額等の特例等について所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症により収入が減少等し、担税能力等を喪失したと認められる者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(国民健康保険税の減免)

第2条 市長は、国民健康保険税の納税義務者について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者が納付すべき令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この条において「主たる生計維持者」という。）が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合 同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

事由	減免の割合
死亡したとき、又は重篤な傷病を負ったとき	全部

(2) 主たる生計維持者の令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。）が、令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上で、同年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下で、減少することが見込まれる当該事業収入等に係る所得以外の同年の所得の合計額が400万円以下である場合 対象国民健康保険税額（納税義務者等の国民健康保険税額に、減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得の合計額を乗じた後、当該納税義務者等の同年中の合計所得金額を除いて得た額をいう。）について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8

400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

備考 事業等の廃止又は失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、減免の割合は、対象国民健康保険税額の全部とする。

2 前項各号の規定のうち複数の規定の適用を受けることができる納税義務者については、最も免除の額が高い規定のみを適用する。

(介護保険料の減免)

第3条 市長は、介護保険料の納付義務者等（第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下この条において同じ。）について次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号被保険者に係る令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものについて、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合 同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

事由	減免の割合
死亡したとき、又は重篤な傷病を負ったとき	全部

(2) 主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上で、同年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額をいう。以下この条において「合計所得金額」という。）のうち、当該事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下である場合 対象介護保険料の額（第1号被保険者の介護保険料額に、主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得の合計額を乗じた後、当該主たる生計維持者の同年中の合計所得金額を除いて得た額をいう。）について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合

合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

備考 事業等の廃止又は失業の場合は、

合計所得金額にかかわらず、減免の割合は、対象介護保険料額の全部

2 前項各号の規定のうち複数の規定の適用を受けることができる納付義務者等については、最も免除の額が高い規定のみを適用する。

3 第1項の規定により算出した免除額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げるものとする。

(減免の申請)

第4条 前2条の規定により国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由となるべき事実を証明する書類を添付して、令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 減免を受けようとする国民健康保険税又は介護保険料の種別

(3) 減免を受けようとする事由となるべき事実

(4) その他市長が必要と認める事項

(減免の決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を調査し、その可否を決定したときは、その旨を当該申請書を提出した者に対し、通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により国民健康保険税又は介護保険料の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る国民健康保険税又は介護保険料の減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免を行う。



郡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

郡山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。





郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 下水道事業の事業計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚水計画</p> <p>ア 流域関連公共下水道</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 処理人口 <u>237,100人</u></p> <p>イ 特定環境保全公共下水道</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 処理人口 <u>9,680人</u> (うち観光人口 6,990人)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 下水道事業の事業計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚水計画</p> <p>ア 流域関連公共下水道</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 処理人口 <u>241,700人</u></p> <p>イ 特定環境保全公共下水道</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 処理人口 <u>10,280人</u> (うち観光人口 6,990人)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

下水道法事業計画の変更に伴い、所要の改正を行う。



郡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例

郡山市介護保険条例（平成12年郡山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,070円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,070円</u>」とあるのは、「<u>33,440円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,070円</u>」とあるのは、「<u>46,810円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,080円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,080円</u>」とあるのは、「<u>41,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,080円</u>」とあるのは、「<u>48,490円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項から第4項まで及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 郡山市富久山クリーンセンター災害本復旧工事   |
| 2 | 工事場所   | 郡山市富久山町地内   |
| 3 | 工事概要   | ごみ焼却施設機械設備復旧工事<br>粗大ごみ処理施設機械設備復旧工事<br>リサイクルプラザ機械設備復旧工事              |
| 4 | 契約金額   | 金3,410,000,000円   |
| 5 | 契約の方法  | 随意契約  |
| 6 | 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号<br>川崎重工業株式会社東北支社<br>支社長 今井基久                    |
| 7 | 支出科目   | 令和2年度<br>一般会計<br>（款）11 災害復旧費<br>（項）3 衛生施設災害復旧費<br>（目）1 廃棄物処理施設災害復旧費 |

(提案要旨)

郡山市富久山クリーンセンター災害本復旧工事の請負契約を締結する。



工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第一処理施設災害本復旧工事                                 |
| 2 | 工事場所   | 郡山市富久山町地内   |
| 3 | 工事概要   | 機械設備復旧工事<br>電気設備復旧工事<br>計装設備復旧工事<br>非常用発電設備復旧工事                     |
| 4 | 契約金額   | 金1,537,800,000円   |
| 5 | 契約の方法  | 随意契約  |
| 6 | 契約の相手方 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号<br>水ingエンジニアリング株式会社東北支店<br>支店長 小野寺 岳史          |
| 7 | 支出科目   | 令和2年度<br>一般会計<br>（款）11 災害復旧費<br>（項）3 衛生施設災害復旧費<br>（目）1 廃棄物処理施設災害復旧費 |

（提案要旨）

郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第一処理施設災害本復旧工事の請負契約を締結する。





工事請負契約について  
 次のとおり工事請負契約を締結するものとする。  
 令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設災害本復旧工事                                    |
| 2 | 工事場所   | 郡山市富久山町地内  |
| 3 | 工事概要   | 機械設備復旧工事<br>電気設備復旧工事<br>計装設備復旧工事                                       |
| 4 | 契約金額   | 金 377,300,000 円  |
| 5 | 契約の方法  | 随意契約   |
| 6 | 契約の相手方 | 東京都豊島区南池袋一丁目11番22号<br>株式会社クリタス<br>代表取締役 鎌田 裕久                          |
| 7 | 支出科目   | 令和2年度<br>一般会計<br>(款) 11 災害復旧費<br>(項) 3 衛生施設災害復旧費<br>(目) 1 廃棄物処理施設災害復旧費 |

(提案要旨)

郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設災害本復旧工事の請負契約を締結する。



## 工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

## 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 郡山市総合地方卸売市場水産棟・青果棟冷蔵設備改修工事   |
| 2 | 工事場所   | 郡山市大槻町地内   |
| 3 | 工事概要   | 水産棟冷蔵設備改修工事<br>青果棟冷蔵設備改修工事   |
| 4 | 契約金額   | 金626,560,000円  |
| 5 | 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 6 | 契約の相手方 | 郡山市八山田四丁目10番地<br>株式会社前川製作所・株式会社島工業特定建設工事共同企業体<br>構成員 東京都江東区牡丹三丁目14番15号<br>(代表者) 株式会社前川製作所<br>代表取締役 前川 真<br>構成員 郡山市富久山町久保田字古町161番地<br>株式会社島工業<br>代表取締役 佐久間 俊光 |
| 7 | 支出科目   | 令和2年度(継続費)<br>総合地方卸売市場特別会計<br>(款) 1 総務費<br>(項) 2 施設費<br>(目) 1 施設整備事業費  |

## (提案要旨)

郡山市総合地方卸売市場水産棟・青果棟冷蔵設備改修工事の請負契約を締結する。



財産の取得について  
次のとおり動産を取得するものとする。  
令和2年6月15日提出

## 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的  | 情報システム更新事業備品   |
| 2 | 取得する動産 | ノートパソコン204台  |
|   |        | プロセッサ           デュアルコア                                   |
|   |        | クロック2.2ギガヘルツ   |
|   |        | メモリ               8ギガバイト                                 |
|   |        | SSD                   256ギガバイト                           |
|   |        | 光学ドライブ       DVDスーパーマルチドライブ                              |
|   |        | ディスプレイ       15.6型カラー液晶                                  |
|   |        | 基本ソフトウェア   Windows10pro (64ビット)                          |
| 3 | 取得価格   | 金24,594,240円   |
| 4 | 取得の方法  | 制限付一般競争入札による買入れ  |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市備前館二丁目6番地<br>株式会社鈴弥洋行<br>代表取締役 鈴木 幸雄                  |
| 6 | 支出科目   | 令和2年度<br>一般会計<br>(款) 2 総務費<br>(項) 1 総務管理費<br>(目) 7 情報政策費 |

## (提案要旨)

ノートパソコンを取得する。



財産の取得について  
次のとおり動産を取得するものとする。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 取得の目的 消防力整備事業備品
- 2 取得する動産 消防ポンプ自動車4台  
型式 CD-I型  
ぎ装 一式
- 3 取得価格 金74,360,000円
- 4 取得の方法 制限付一般競争入札による買入れ
- 5 取得の相手方 郡山市久留米三丁目27番地  
株式会社ホシノ郡山支店  
支店長 六角 篤
- 6 支出科目 令和2年度  
一般会計  
(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費  
(目) 1 消防防災費

(提案要旨)

消防ポンプ自動車を取得する。





調停案に合意することについて  
郡山簡易裁判所令和元年（ノ）第45号土地明渡等請求調停事件について、次により調停案に合意するものとする。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

記

1 調停案に合意する申立人の住所及び氏名

郡山市大槻町字小山田西23番地の2

小林 琢 八

2 争いの実情

申立人は、郡山市富田町字下西田55番及び62番の土地を平成28年1月21日に前所有者から買い受け、これを所有している。郡山市は当該土地の一部を市道敷部分として占有している。

申立人は、郡山市を相手方として当該土地の明渡し及び申立人の当該土地所有権取得の日から明渡し済みまでの賃料相当損害金の支払いを求め、令和元年5月13日郡山簡易裁判所に調停を申し立て、調停中であった。

3 調停案の要旨

(1) 郡山市は申立人に対し、令和2年10月31日限り、別紙図面記載の101、41、11、10、42、43及び101の各点を順次直線で結んだ範囲の土地部分並びに同図面記載の46、103、104、8、7、6、5、44、3、45、37、36及び46の各点を順次直線で結んだ範囲の土地部分につき、同部分のアスファルト舗装を撤去し、整地した上、上記土地部分を明け渡す。

(2) 申立人は、その余の請求を放棄する。

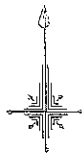
(3) 当事者双方は、申立人と郡山市との間には、本調停条項に定めるもののほか、本件に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 調停費用は、各自の負担とする。

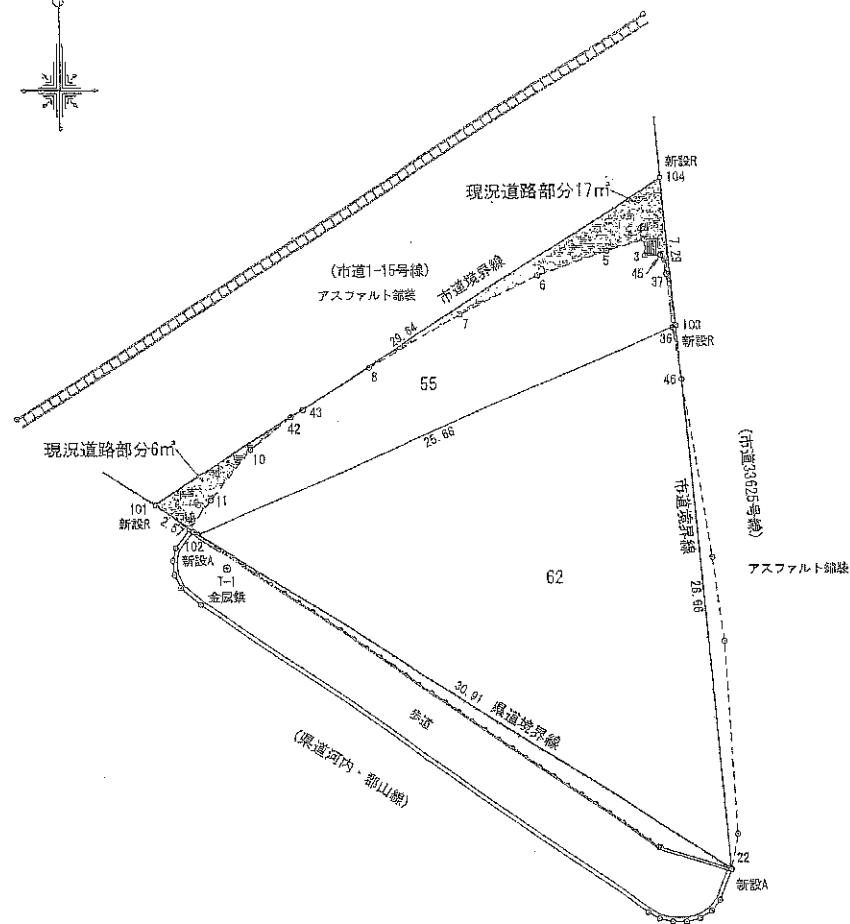
(提 案 要 旨)

調停案に合意するため。

(別紙)



都市再生  
街区補助点  
②2A253



基準点座標

点名	X座標	Y座標	備考
1506A	156508.544	44667.303	号点：都市再生街区三角点跡点
2A253	156566.424	44666.751	号点：都市再生街区補助点
T-1	156636.610	44666.744	新点：TS観測(金属錐)

境界点座標

点名	X座標	Y座標
101	156538.736	44633.198
102	156537.288	44636.327
103	156547.326	44658.948
104	156554.698	44658.246
22	156520.776	44661.457

点名	X座標	Y座標
41	156537.551	44634.940
11	156538.970	44635.959
10	156541.406	44637.973
42	156542.997	44639.930
43	156543.341	44640.474
8	156545.376	44643.753
7	156547.949	44648.395
6	156549.832	44652.213
5	156551.012	44655.512
44	156551.561	44657.402
3	156560.761	44657.423
45	156560.782	44658.223
37	156549.856	44658.609
36	156547.211	44658.788
46	156544.680	44659.200

都市再生  
街区三角点跡点  
②1506A

境界標凡例

A	金属プレート
R	金属錐

世界測地系(測地成果2011)

地番区域	郡山市富田町宇下西田
------	------------

郡山市と須賀川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と須賀川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

(提 案 要 旨)

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を須賀川市と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と須賀川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と須賀川市が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	須賀川市の役割	取組	内容	郡山市の役割	須賀川市の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			

郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

(提 案 要 旨)

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を田村市と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と田村市が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	田村市の役割	取組	内容	郡山市の役割	田村市の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			

郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を本宮市と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と本宮市が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割	取組	内容	郡山市の役割	本宮市の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			



郡山市と大玉村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と大玉村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

(提 案 要 旨)

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を大玉村と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と大玉村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と大玉村が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	大玉村の役割	取組	内容	郡山市の役割	大玉村の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			

郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を鏡石町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と鏡石町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	鏡石町の役割	取組	内容	郡山市の役割	鏡石町の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			

郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を天栄村と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と天栄村が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	天栄村の役割	取組	内容	郡山市の役割	天栄村の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			

郡山市と猪苗代町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と猪苗代町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を猪苗代町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と猪苗代町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と猪苗代町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1・2（略）				1・2（略）			
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	猪苗代町の役割	取組	内容	郡山市の役割	猪苗代町の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			



郡山市と石川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と石川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を石川町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と石川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と石川町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	石川町の役割	取組	内容	郡山市の役割	石川町の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			

郡山市と玉川村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と玉川村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を玉川村と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と玉川村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と玉川村が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	玉川村の役割	取組	内容	郡山市の役割	玉川村の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			

郡山市と平田村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と平田村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

(提 案 要 旨)

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を平田村と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と平田村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と平田村が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	平田村の役割	取組	内容	郡山市の役割	平田村の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	<u>災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。</u>	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	<u>災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。</u>	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			

郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

(提 案 要 旨)

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を浅川町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と浅川町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	浅川町の役割	取組	内容	郡山市の役割	浅川町の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			



郡山市と古殿町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と古殿町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を古殿町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と古殿町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と古殿町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表(第3条関係) 1・2 (略) 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	古殿町の役割	取組	内容	郡山市の役割	古殿町の役割
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12) (略)				(6)～(12) (略)			

郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を三春町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と三春町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1・2（略）				1・2（略）			
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	三春町の役割	取組	内容	郡山市の役割	三春町の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			

郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

(提 案 要 旨)

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を小野町と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と小野町が締結した平成31年1月23日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				別表（第3条関係） 1・2（略） 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	小野町の役割	取組	内容	郡山市の役割	小野町の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			

郡山市と二本松市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と二本松市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

（提 案 要 旨）

災害発生時における相互応援の連携強化のため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を二本松市と締結することについて協議するため、議決を求める。

(別紙)

郡山市と二本松市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

郡山市と二本松市が締結した令和元年10月18日付け連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

変更後				変更前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1・2（略）				1・2（略）			
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組				3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組			
取組	内容	郡山市の役割	二本松市の役割	取組	内容	郡山市の役割	二本松市の役割
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)	(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害に備えた相互応援体制の構築や、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	(略)	(略)
(6)～(12)（略）				(6)～(12)（略）			



専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

記

- 1 専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第8号 令和元年度郡山市一般会計補正予算（第12号）（別紙）  
令和元年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）（別紙）  
令和元年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）  
令和元年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号）（別紙）  
令和元年度郡山市下水道事業会計補正予算（第7号）（別紙）  
令和元年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第6号）（別紙）
- 3 専決第9号 郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 4 専決第11号 令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例（別紙）
- 5 専決第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第17号 令和2年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（別紙）
- 7 専決第18号 郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）

（提案要旨）

専決処分の承認を求める。



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

本市が管理するアカシヤの枝が強風により折れ、郡山市久留米二丁目20番地の1森尾精一所有のアパート駐輪場の屋根に損害を与えたことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和2年3月30日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年10月12日から令和元年10月13日未明にかけて、郡山市久留米二丁目9番1地先の本市が管理するアカシヤの枝が強風により折れ、同地内の郡山市久留米二丁目20番地の1森尾精一所有のアパート駐輪場の屋根に当たり、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、森尾精一に対し、金577,500円を支払う。
- (2) 森尾精一は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金577,500円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和元年度郡山市一般会計補正予算（第12号）（別紙）

理 由

地方譲与税、国庫支出金、市債等の決定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和元年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和元年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

4 令和元年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

5 令和元年度郡山市下水道事業会計補正予算（第7号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

6 令和元年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和2年3月31日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

令和元年度郡山市一般会計補正予算(第12号)

令和元年度郡山市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,735,641千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,744,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地方譲与税		1,190,285	△ 36,274	1,154,011
	1 地方揮発油譲与税	344,868	△ 54,123	290,745
	2 自動車重量譲与税	819,400	17,902	837,302
	4 森林環境譲与税	26,016	△ 53	25,963
3 利子割交付金		58,107	△ 27,474	30,633
	1 利子割交付金	58,107	△ 27,474	30,633
4 配当割交付金		128,462	22,004	150,466
	1 配当割交付金	128,462	22,004	150,466
5 株式等譲渡所得割交付金		74,490	△ 905	73,585
	1 株式等譲渡所得割交付金	74,490	△ 905	73,585
6 地方消費税交付金		6,569,517	△ 180,742	6,388,775
	1 地方消費税交付金	6,569,517	△ 180,742	6,388,775
7 ゴルフ場利用税交付金		19,169	205	19,374
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,169	205	19,374
8 特別地方消費税交付金		1	△ 1	0
	1 特別地方消費税交付金	1	△ 1	0
9 自動車取得税交付金		114,175	12,126	126,301
	1 自動車取得税交付金	114,175	12,126	126,301
10 環境性能割交付金		42,358	△ 2,689	39,669
	1 環境性能割交付金	42,358	△ 2,689	39,669
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		2,717	43	2,760
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,717	43	2,760

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		310,635	419,356	729,991
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	419,356	419,356
13 地方交付税		9,717,441	1,586,885	11,304,326
	1 地方交付税	9,717,441	1,586,885	11,304,326
14 交通安全対策特別交付金		59,570	△ 5,256	54,314
	1 交通安全対策特別交付金	59,570	△ 5,256	54,314
15 分担金及び負担金		560,435	△ 7,760	552,675
	2 負担金	528,515	△ 7,760	520,755
16 使用料及び手数料		2,606,467	△ 926	2,605,541
	2 手数料	912,141	△ 926	911,215
17 国庫支出金		20,362,959	△ 1,603,540	18,759,419
	1 国庫負担金	14,101,575	△ 215,172	13,886,403
	2 国庫補助金	6,178,901	△ 1,384,621	4,794,280
	3 委託金	82,483	△ 3,747	78,736
18 県支出金		32,807,521	△ 1,032,309	31,775,212
	1 県負担金	4,776,760	△ 185,190	4,591,570
	2 県補助金	27,316,689	△ 839,428	26,477,261
	3 委託金	714,072	△ 7,691	706,381
19 財産収入		214,984	△ 1,138	213,846
	1 財産運用収入	77,834	△ 1,050	76,784
	2 財産売払収入	137,150	△ 88	137,062
20 寄附金		130,784	94,000	224,784
	1 寄附金	130,784	94,000	224,784

一般会計



(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		11,516,098	△ 260,073	11,256,025
	2 基金繰入金	11,302,170	△ 260,073	11,042,097
23 諸収入		4,371,154	4,477	4,375,631
	5 雑入	561,700	4,477	566,177
24 市債		9,589,700	△ 1,715,650	7,874,050
	1 市債	9,589,700	△ 1,715,650	7,874,050
歳入	合計	155,480,178	△ 2,735,641	152,744,537

一般会計

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		17,117,125	129,116	17,246,241
	1 総務管理費	14,318,378	165,859	14,484,237
	3 戸籍住民基本台帳費	569,105	△ 26,760	542,345
	4 選挙費	448,159	△ 9,983	438,176
3 民生費		46,283,623	△ 674,420	45,609,203
	1 社会福祉費	3,912,711	△ 206,457	3,706,254
	3 老人福祉費	9,012,136	△ 1,155	9,010,981
	4 児童福祉費	19,852,261	△ 52,811	19,799,450
	6 災害救助費	1,538,313	△ 413,997	1,124,316
4 衛生費		33,676,590	△ 1,149,719	32,526,871
	1 保健衛生費	27,913,484	△ 439,869	27,473,615
	2 清掃費	5,551,378	△ 710,323	4,841,055
	3 上水道費	12,931	473	13,404
5 労働費		120,738	△ 400	120,338
	1 労働諸費	120,738	△ 400	120,338
6 農林水産業費		7,699,872	△ 220,098	7,479,774
	1 農業費	7,255,717	△ 218,067	7,037,650
	2 林業費	444,155	△ 2,031	442,124
7 商工費		5,014,586	350,504	5,365,090
	1 商工費	5,014,586	350,504	5,365,090
8 土木費		15,018,880	△ 148,652	14,870,228
	1 土木管理費	288,506	△ 7,366	281,140
	2 道路橋りょう費	4,509,340	△ 81,205	4,428,135
	3 河川費	507,890	△ 11,313	496,577
	4 都市計画費	8,977,469	△ 44,174	8,933,295

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住宅費	735,675	△ 4,594	731,081
9 消防費		4,467,243	△ 7,893	4,459,350
	1 消防費	4,467,243	△ 7,893	4,459,350
10 教育費		11,890,173	△ 347,982	11,542,191
	1 教育総務費	486,041	△ 1,700	484,341
	2 小中学校費	6,952,693	△ 281,809	6,670,884
	3 社会教育費	3,414,436	△ 32,938	3,381,498
	4 保健体育費	1,037,003	△ 31,535	1,005,468
11 災害復旧費		3,617,092	△ 667,715	2,949,377
	1 農林水産施設災害復旧費	967,636	△ 219,722	747,914
	2 公共土木施設災害復旧費	713,539	△ 112,039	601,500
	3 民生施設災害復旧費	55,396	△ 10,415	44,981
	4 衛生施設災害復旧費	924,846	△ 89,892	834,954
	5 文教施設災害復旧費	955,675	△ 235,647	720,028
14 予備費		710,696	1,618	712,314
	1 予備費	710,696	1,618	712,314
歳出	合計	155,480,178	△ 2,735,641	152,744,537

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正  
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
6 農林水産業費	1 農業費	ため池放射性物質対策事業	千円		千円	千円		千円
			2,899,552	30	1,660,169	2,844,061	30	1,660,169
				元	1,239,383		元	1,183,892

第3表 地方債補正  
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等除却事業	千円 107,600		%		千円 79,700		%	
児童福祉施設整備事業	11,600				3,800			
災害援護資金貸付事業	452,000				101,050			
災害等廃棄物処理事業	1,068,300				528,900			
農業農村整備事業	129,200				127,000			
勤労者研修施設整備事業	3,500				2,600			
道路整備事業	383,300				366,600			
河川整備事業	124,800				121,200			
公園整備事業	51,200				50,400			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防防災設備整備事業	千円 68,100		%		千円 62,500		%	
学校教育施設等整備事業	956,400				926,000			
美術館改修事業	26,600				19,400			
熱海サッカー場耐震改修事業	62,100				52,400			
農林水産施設災害復旧事業	147,200				71,100			
公共土木施設災害復旧事業	348,000				281,200			
保健衛生施設災害復旧事業	5,100				4,500			
公立学校施設災害復旧事業	166,500				71,400			
社会教育施設災害復旧事業	230,800				225,200			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育施設災害復旧事業	千円 67,300		%		千円 66,800		%	
合 計	9,121,900				7,874,050			

(廃止)

起債の目的	限度額	備 考
社会福祉施設等災害復旧事業	千円 8,000	令和元年度起債事業に係る国庫補助金の交付決定がされなかったため。
廃棄物処理施設災害復旧事業	459,800	
合 計	467,800	





(別紙)

令和元年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第4号)

令和元年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,830千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,266,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		479,880	7,870	487,750
	1 一般会計繰入金	479,880	7,870	487,750
4 市債		439,700	△ 14,700	425,000
	1 市債	439,700	△ 14,700	425,000
歳 入	合 計	1,273,818	△ 6,830	1,266,988

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		493,858	△ 6,830	487,028
	2 施設費	199,300	△ 6,830	192,470
歳 出	合 計	1,273,818	△ 6,830	1,266,988

総合地方卸売市場特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正  
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合地方卸売市場施設整備事業	千円 191,300		%		千円 176,600		%	
合 計	439,700				425,000			

(別紙)

令和元年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23,485千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ805,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		767,178	△ 393,554	373,624
	1 財産運用収入	1,105	757	1,862
	2 財産売払収入	766,073	△ 394,311	371,762
3 繰入金		56,873	370,069	426,942
	1 一般会計繰入金	56,873	370,069	426,942
歳 入	合 計	829,447	△ 23,485	805,962

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		25,978	△ 3,057	22,921
	1 工業団地管理費	6,316	△ 2,134	4,182
	2 工業団地造成事業費	19,662	△ 923	18,739
3 災害復旧費		32,000	△ 20,428	11,572
	1 工業団地災害復旧費	32,000	△ 20,428	11,572
歳 出	合 計	829,447	△ 23,485	805,962





(別紙)

令和元年度郡山市水道事業会計補正予算(第5号)

第1条 令和元年度郡山市水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度郡山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「3,700,742千円」を「3,583,481千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業収益	8,548,573千円	△31,557千円	8,517,016千円
第1項	営業収益	7,907,058千円	△28,563千円	7,878,495千円
第2項	営業外収益	641,514千円	△2,994千円	638,520千円
		支	出	
第1款	水道事業費用	7,539,768千円	△5,174千円	7,534,594千円
第1項	営業費用	6,991,283千円	△2,902千円	6,988,381千円
第2項	営業外費用	461,137千円	△2,272千円	458,865千円

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,035,754千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額298,985千円、当年度分損益勘定留保資金1,934,589千円及び建設改良積立金1,802,180千円で補てんするものとする。)

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	781,277千円	△93,900千円	687,377千円
第1項	企業債	388,100千円	△93,900千円	294,200千円
		支	出	
第1款	資本的支出	4,840,392千円	△117,261千円	4,723,131千円
第1項	建設改良費	3,773,689千円	△117,261千円	3,656,428千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
未給水地区解消事業	千円 388,100	千円 294,200			
合 計	388,100	294,200			

第6条 予算第8条に定めた(1)職員給与費「790,962千円」を「788,060千円」に改める。

(別紙)

令和元年度郡山市下水道事業会計補正予算(第7号)

第1条 令和元年度郡山市下水道事業会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度郡山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「4,804,181千円」を「4,594,077千円」に、流域下水道建設費「70,914千円」を「70,007千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「219,642千円」を「217,642千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業収益	8,926,312千円	108,548千円	9,034,860千円
第1項	営業収益	5,578,145千円	△16,550千円	5,561,595千円
第2項	営業外収益	3,348,166千円	△4,642千円	3,343,524千円
第3項	特別利益	1千円	129,740千円	129,741千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用	8,963,595千円	△21,192千円	8,942,403千円
第2項	営業外費用	1,252,923千円	△1,355千円	1,251,568千円
第3項	特別損失	49,349千円	△19,837千円	29,512千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入	8,216,188千円	△417,181千円	7,799,007千円
第1項	企業債	3,655,800千円	△237,900千円	3,417,900千円
第2項	他会計出資金	2,130,268千円	△40,196千円	2,090,072千円
第4項	補助金	2,310,377千円	△139,085千円	2,171,292千円
		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出	11,557,980千円	△417,181千円	11,140,799千円
第1項	建設改良費	6,016,712千円	△417,181千円	5,599,531千円

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
	千円	千円			
下水道施設整備事業	2,864,100	2,643,300			
災害復旧事業	168,500	151,400			
合 計	3,698,500	3,460,600			

(別紙)

令和元年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第6号)

第1条 令和元年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度郡山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			
第1款 農業集落排水事業収益	865,665千円	△99,836千円	765,829千円
第1項 営業収益	137,870千円	△104千円	137,766千円
第2項 営業外収益	727,794千円	△99,732千円	628,062千円
支			
第1款 農業集落排水事業費用	859,754千円	△99,836千円	759,918千円
第2項 営業外費用	87,641千円	△7千円	87,634千円
第3項 特別損失	180,440千円	△99,829千円	80,611千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	967,651千円	△505,152千円	462,499千円
第1項 企業債	346,400千円	△286,200千円	60,200千円
第2項 他会計出資金	218,441千円	△45,672千円	172,769千円
第3項 補助金	402,810千円	△229,552千円	173,258千円
第4項 その他資本的収入	0千円	56,272千円	56,272千円
支			
第1款 農業集落排水事業資本的支出	1,192,319千円	△505,152千円	687,167千円
第1項 建設改良費	812,486千円	△505,152千円	307,334千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
農業集落排水事業	千円 21,500	千円 19,000			
災害復旧事業	324,900	41,200			
合 計	346,400	60,200			

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「87,095千円」を「66,199千円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和2年3月27日、第201回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例等の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要があるため。

令和2年3月31日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

郡山市税条例等の一部を改正する条例

(郡山市税条例の一部改正)

第1条 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定す</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべ</p>



る公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第39条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第42条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分

き所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第39条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第42条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分

所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しく

所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しく

は規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の日又は換地計画の認可の日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の日又は換地計画の認可の日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみ

は規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の日又は換地計画の認可の日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の日又は換地計画の認可の日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これ

なし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第49条 （略）

2～7 （略）

8 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第63条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわら

らの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第49条 （略）

2～7 （略）

8 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第63条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわら

ず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

9 (略)

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び第8項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第49条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（現所有者の申告）

第63条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは

ず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

9 (略)

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び第8項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第49条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項  
(固定資産に係る不申告に関する過料)

第64条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第63条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税免除)

第83条 (略)

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第85条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第64条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第63条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税免除)

第83条 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から

末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

第110条 （略）

2～5 （略）

6 第42条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第110条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

（都市計画税の納税義務者等）

第129条 （略）

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準

末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

第110条 （略）

2～5 （略）

6 第42条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第110条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

（都市計画税の納税義務者等）

第129条 （略）

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準

となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

### 3・4 (略)

#### 附 則

第3条の4 第42条第7項の規定は、昭和41年度分の固定資産税から適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

### 2・3 (略)

#### (読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の

となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

### 3・4 (略)

#### 附 則

第3条の4 第42条第6項の規定は、昭和41年度分の固定資産税から適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

### 2・3 (略)

#### (読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の



5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。

16 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 (略)

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額

12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

15 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

18 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 (略)

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額

に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産

乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産

税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第116条第1号及び第119条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2～5 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の

税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第116条第1号及び第119条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2～5 （略）

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の

基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地

基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地

等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産

等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産

税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）

税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」とい



とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第21条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

う。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第21条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年

の1月31日（第42条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあって、同日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

の1月31日（第42条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあって、同日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2～4 (略)

(郡山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市税条例等の一部を改正する条例（令和元年郡山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中郡山市税条例第12条の改正規定を削る。

第3条 郡山市税条例等の一部を改正する条例（令和元年郡山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 第3条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第3条中郡山市税条例第12条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) 第3条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p>第3条 <u>附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の郡山市税条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税につい</u></p>

ては、なお従前の例による。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第42条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第42条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第63条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
  - 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第21条の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する令和2年度分の固定資産税及び都市計画税の減免を直ちに実施する必要性が生じたため。

令和2年4月24日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

令和元年台風第19号による災害の被災者に対する市民税等の減免に関する条例（令和元年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第3条の2</u> 市長は、<u>固定資産税の納税義務者（災害発生時における所有者（その相続人を含む。）に限る。）</u>でその所有する家屋が次の各号のいずれかに該当するときは、当該家屋に対する令和2年度分の固定資産税について、前条第2項の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免する。</p> <p><u>(1) 災害により損害を受け、令和2年1月1日現在において修繕が行われず、かつ、使用していないとき</u></p> <p><u>(2) 市長が別に定めるところにより、当該家屋を解体したとき</u> (都市計画税の減免)</p> <p>第5条 <u>第3条及び第3条の2の規定は、都市計画税について準用する。</u></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 (略)</u> <u>(適用)</u></p> <p><u>2 令和2年6月1日から同年11月30日までに納期限が到来する令和2年度分の固定資産税及び都市計画税に係る第8条の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは「令和2年12月28日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>。</p>	<p>(都市計画税の減免)</p> <p>第5条 第3条の規定は、都市計画税について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

市道上において普通乗用車が走行中、跳ね上げた道路側溝用の鉄製の蓋により損傷したことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要が生じたため。

令和2年5月13日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年11月30日午前2時6分頃、郡山市開成六丁目163番5地先の市道上において、郡山市開成六丁目157番地の5布沢剛使用の普通乗用車が走行中、跳ね上げた道路側溝用の鉄製の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、布沢剛に対し、金1,606,550円を支払う。
- (2) 布沢剛は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金1,606,550円



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和2年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

新型コロナウイルス感染症による新型インフルエンザ等緊急事態宣言解除による対応に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和2年5月15日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和2年度郡山市一般会計補正予算(第4号)

令和2年度郡山市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,493,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 繰入金		6,691,961	170,000	6,861,961
	2 基金繰入金	6,587,847	170,000	6,757,847
歳 入	合 計	177,323,684	170,000	177,493,684

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		5,803,025	172,000	5,975,025
	1 商工費	5,803,025	172,000	5,975,025
14 予備費		616,884	△2,000	614,884
	1 予備費	616,884	△2,000	614,884
歳出	合計	177,323,684	170,000	177,493,684



# 1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	50,911,935	0	50,911,935
2 地方譲与税	1,198,708	0	1,198,708
3 利子割交付金	27,107	0	27,107
4 配当割交付金	137,733	0	137,733
5 株式等譲渡所得割交付金	74,490	0	74,490
6 法人事業税交付金	539,834	0	539,834
7 地方消費税交付金	7,829,575	0	7,829,575
8 ゴルフ場利用税交付金	18,803	0	18,803
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	96,788	0	96,788
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,760	0	2,760
12 地方特例交付金	249,980	0	249,980
13 地方交付税	8,335,000	0	8,335,000
14 交通安全対策特別交付金	55,735	0	55,735
15 分担金及び負担金	421,667	0	421,667
16 使用料及び手数料	2,538,806	0	2,538,806
17 国庫支出金	54,214,000	0	54,214,000
18 県支出金	27,163,426	0	27,163,426
19 財産収入	93,477	0	93,477
20 寄附金	68,709	0	68,709
21 繰入金	6,691,961	170,000	6,861,961
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	4,319,589	0	4,319,589
24 市債	10,733,600	0	10,733,600
歳入合計	177,323,684	170,000	177,493,684

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	676,977	0	676,977				
2 総務費	43,378,393	0	43,378,393				
3 民生費	47,897,821	0	47,897,821				
4 衛生費	27,742,837	0	27,742,837				
5 労働費	440,208	0	440,208				
6 農林水産業費	5,515,059	0	5,515,059				
7 商工費	5,803,025	172,000	5,975,025				172,000
8 土木費	14,481,338	0	14,481,338				
9 消防費	3,917,023	0	3,917,023				
10 教育費	11,258,561	0	11,258,561				
11 災害復旧費	6,516,643	0	6,516,643				
12 公債費	9,078,914	0	9,078,914				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	616,884	△2,000	614,884				△2,000
歳出合計	177,323,684	170,000	177,493,684				170,000

2 歳入

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,730,000	170,000	4,900,000	1 財政調整基金繰入金	170,000	財政調整基金繰入金 170,000
計	6,587,847	170,000	6,757,847			

21款 繰入金



### 3 歳出

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光物産費	828,186	172,000	1,000,186	一般財源 172,000	18 負担金補助 及び交付金	172,000	◎観光振興対策事業費 172,000
計	5,803,025	172,000	5,975,025	一般財源 172,000			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	616,884	△2,000	614,884	一般財源 △2,000			
計	616,884	△2,000	614,884	一般財源 △2,000			

7款 商工費

14款 予備費



( 予 算 資 料 )

# 1 令和2年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一般会計	177,323,684	170,000	177,493,684
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	0	28,425,042
	後期高齢者医療特別会計	0	3,524,726
	介護保険特別会計	0	25,510,714
	公共用地先行取得事業特別会計	0	4,734
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	0	27,847
	中谷地土地区画整理事業特別会計	0	25
	富田第二土地区画整理事業特別会計	0	97,385
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	0	594,317
	徳定土地区画整理事業特別会計	0	937,033
	大町土地区画整理事業特別会計	0	592,242
	駐車場事業特別会計	0	146,135
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	0	41,456
	総合地方卸売市場特別会計	0	1,764,350
	工業団地開発事業特別会計	0	1,026,588
	熱海温泉事業特別会計	0	646,372
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	46,759
湖南簡易水道事業特別会計	0	230,164	

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	中田簡易水道事業特別会計	0	6,726
	熱海中山簡易水道事業特別会計	0	13,738
	多田野財産区特別会計	0	8,724
	河内財産区特別会計	0	11,435
	片平財産区特別会計	0	961
	月形財産区特別会計	0	337
	舟津財産区特別会計	0	23,708
	舘財産区特別会計	0	25,465
	浜路財産区特別会計	0	802
	横沢財産区特別会計	0	13,718
	中野財産区特別会計	0	1,120
	後田財産区特別会計	0	2,587
	水道事業会計	0	12,941,277
	工業用水道事業会計	0	98,122
	下水道事業会計	0	20,612,068
	農業集落排水事業会計	0	1,235,062
	計	0	98,611,739
合 計	170,000	275,935,423	276,105,423

## 2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

節名	款名															計	補正前の額	合計
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費				
1 報酬															0	2,528,003	2,528,003	
2 給料															0	7,796,161	7,796,161	
3 職員手当等															0	5,877,259	5,877,259	
4 共済費															0	2,992,723	2,992,723	
5 災害補償費															0	1,593	1,593	
6 恩給及び退職年金															0	945	945	
7 報償費															0	673,509	673,509	
8 旅費															0	267,758	267,758	
9 交際費															0	3,888	3,888	
10 需用費															0	4,970,563	4,970,563	
11 役務費															0	863,916	863,916	
12 委託料															0	33,877,342	33,877,342	
13 使用料及び賃借料															0	1,826,515	1,826,515	
14 工事請負費															0	12,023,065	12,023,065	
15 原材料費															0	76,617	76,617	
16 公有財産購入費															0	215,544	215,544	
17 備品購入費															0	336,449	336,449	
18 負担金補助及び交付金								172,000							172,000	56,114,515	56,286,515	
19 扶助費															0	22,064,842	22,064,842	
20 貸付金															0	3,440,770	3,440,770	
21 補償補填及び賠償金															0	169,857	169,857	
22 償還金利子及び割引料															0	9,280,194	9,280,194	
23 投資及び出資金															0	2,296,167	2,296,167	
24 積立金															0	71,686	71,686	
25 寄附金															0	0	0	
26 公課費															0	10,199	10,199	
27 繰出金															0	8,926,720	8,926,720	
予備費															△ 2,000	△ 2,000	616,884	614,884
歳出合計								172,000							△ 2,000	170,000	177,323,684	177,493,684

### 3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費															0	19,278,023	19,278,023
うち職員給															0	7,796,161	7,796,161
2 扶助費															0	29,189,830	29,189,830
3 公債費															0	9,078,914	9,078,914
4 物件費															0	20,490,375	20,490,375
5 維持補修費															0	2,103,406	2,103,406
6 補助費等							172,000								172,000	47,813,436	47,985,436
うち補助交付金							172,000								172,000	36,467,819	36,639,819
7 積立金															0	71,686	71,686
8 投資及び出資金															0	2,296,167	2,296,167
9 貸付金															0	3,440,770	3,440,770
10 繰出金															0	8,926,720	8,926,720
11 普通建設事業費															0	10,214,430	10,214,430
(1) 補助事業費															0	5,902,820	5,902,820
(2) 単独事業費															0	4,311,610	4,311,610
12 災害復旧事業費															0	23,803,043	23,803,043
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△ 2,000	△ 2,000	616,884	614,884
歳出合計							172,000							△ 2,000	170,000	177,323,684	177,493,684

#### 4 令和2年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	2 観光物産費	新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業 継続補助金	0	172,000	172,000





専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和2年4月30日、第201回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を直ちに実施する必要性が生じたため。

令和2年5月19日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～16 (略)</p> <p>17 <u>法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第68条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第21条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、<u>第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第49条第9項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～16 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第68条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第21条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、<u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用が</u></p>

の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第26条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里

記

- 1 専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年3月30日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年12月14日の夜から15日の朝にかけて、対面原市営住宅駐車場に隣接する駐輪場の屋根が強風により飛散し、同駐車場に駐車していた対面原市営住宅遠藤絵美所有の軽乗用車及び同所芳野榮所有の小型乗用車に当たり、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、遠藤絵美に対し金130,647円を、芳野榮に対し金109,197円を支払う。
- (2) 遠藤絵美、芳野榮は、それぞれその余の請求を放棄する。

2 損害賠償額

- (1) 遠藤絵美に対する損害賠償額 金130,647円
- (2) 芳野榮に対する損害賠償額 金109,197円



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年3月30日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年12月17日午前9時22分頃、郡山市安積町笹川字高瀬78番地先の県道上において、当市が使用する自動車が悪って、いわき市平字九品寺町1番地8の2株式会社JA福島さくら協同サービス所有の小型貨物自動車と衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、株式会社JA福島さくら協同サービス郡山支社常務取締役支社長永戸政幸に対し、金66,836円を支払う。
- (2) 株式会社JA福島さくら協同サービス郡山支社常務取締役支社長永戸政幸は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金66,836円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年3月31日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年1月1日午前9時25分頃、郡山市小原田三丁目297番2地内の本市が管理するユリノキの枝が強風により折れ、郡山市鳴神二丁目89番地 I S G EXPRESS 合同会社所有の軽貨物自動車に当たり、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

(1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、I S G EXPRESS 合同会社代表社員菊地徹に対し、金174,570円を支払う。

(2) I S G EXPRESS 合同会社代表社員菊地徹は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金174,570円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年5月13日

郡山市長 品川 万里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年3月15日午後2時20分頃、郡山市昭和二丁目12番地先の市道上において、福島市南向台三丁目1番地の3阿部和雄所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、阿部和雄に対し、金20,925円を支払う。
- (2) 阿部和雄は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金20,925円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年5月13日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年3月27日午後2時20分頃、郡山市三穂田町八幡字上中沢114番7地内の市道上において、栃木県那須郡那須町大字高久丙5012番地10守屋葉子所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、守屋葉子に対し、金70,950円を支払う。
- (2) 守屋葉子は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金70,950円



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年5月13日

郡山市長 品川 万里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年4月7日午前11時35分頃、郡山市富田町字西原72番3地内の市道上において、東京都中央区銀座二丁目16番10号ヤマト運輸株式会社所有の普通貨物自動車が行中、跳ね上げた道路側溝用の鉄製の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、ヤマト運輸株式会社郡山主管支店郡山北支店長佐藤博臣に対し、金88,198円を支払う。
- (2) ヤマト運輸株式会社郡山主管支店郡山北支店長佐藤博臣は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金88,198円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和2年5月13日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年4月11日午前10時30分頃、郡山市河内クリーンセンターにおいて、本市職員がスプレー缶の廃棄作業中に誤って、郡山市大槻町字原田17番地の1有限会社大島清掃社所有の普通特種自動車に当該スプレー缶から噴出した塗料を付着させ、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、有限会社大島清掃社代表取締役大島高博に対し、金120,120円を支払う。
- (2) 有限会社大島清掃社代表取締役大島高博は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金120,120円

令和元年度郡山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	元年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計					特定財源		
											国・県 支出金	市債	その他
6 農林水産業	1 農業費	ため池放射性物質対策事業(その2)	円 1,279,383,000	円 511,751,000	円	円 511,751,000	円 339,100,000	円 172,651,000	円 172,651,000	円 172,651,000	円	円	円
合計			1,279,383,000	511,751,000		511,751,000	339,100,000	172,651,000	172,651,000	172,651,000			

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里



## 令和元年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	旧豊田貯水池利活用事業	7,931,000	7,931,000					7,931,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	578,951,000	103,690,241		103,690,241			
	3 老人福祉費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	137,632,000	137,632,000		137,632,000			
		老人福祉施設等整備費補助金	86,800,000	86,800,000			86,800,000		
		老人福祉施設等防災対策費補助金	4,950,000	4,950,000		4,950,000			
	6 災害救助費	災害救助事業	291,323,000	209,910,000		122,200,000			87,710,000
4 衛生費	1 保健衛生費	SDGs推進全世代健康都市圏事業	25,876,000	25,875,564		9,026,000			16,849,564
		医療介護病院改修事業	45,903,000	45,903,000					45,903,000
		除去土壌等搬出事業	18,575,762,000	18,377,149,100		18,377,149,100			
6 農林水産業費	1 農業費	農作物等災害対策費補助金	921,336,000	921,336,000		830,668,000			90,668,000
		農業用施設整備事業	284,800,000	284,800,000		241,480,000	10,200,000	31,920,000	1,200,000
		地籍調査事業	13,355,000	13,001,000		9,150,000			3,851,000
		ため池放射性物質対策事業	136,667,000	136,667,000	136,667,000				
	2 林業費	ふくしま森林再生事業	16,204,000	16,204,000		10,514,000			5,690,000
		林業成長産業化総合対策事業費補助金	9,647,000	9,647,000		9,647,000			

令和元年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	38,646,000	34,047,391		18,572,000	13,800,000		1,675,391
		道路ストック整備事業	19,016,000	16,500,000		8,250,000			8,250,000
		橋りょう長寿命化事業	171,391,000	35,661,530		18,867,000	7,200,000		9,594,530
		駅前広場施設改修事業	17,920,000	17,920,000			16,100,000		1,820,000
	3 河川費	準用河川改修事業	23,100,000	14,870,000		4,957,000	8,900,000		1,013,000
		河道掘削等事業	15,683,000	4,008,000			4,000,000		8,000
		南川都市基盤河川改修事業	32,988,000	32,085,600		11,210,000	5,000,000		15,875,600
	4 都市計画費	優良建築物等整備費補助金	57,076,000	44,744,000		33,558,000			11,186,000
		街路整備事業	392,902,000	312,037,886		156,019,000	153,600,000		2,418,886
		公園改修事業	56,450,000	56,450,000		25,890,000	25,300,000		5,260,000
9 消防費	1 消防費	消防力整備事業	65,512,000	54,951,834			16,800,000		38,151,834
10 教育費	2 小中学校費	小学校施設環境整備事業	452,970,000	452,970,000		125,079,000	297,600,000		30,291,000
		中学校施設環境整備事業	305,250,000	305,250,000		99,290,000	192,200,000		13,760,000
	3 社会教育費	公民館改修事業	176,856,000	161,729,700	119,343,000	20,171,000	20,400,000		1,815,700
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業施設災害復旧工事	913,584,000	549,922,924			55,500,000		494,422,924



令和元年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
		林業施設災害復旧工事	11,787,000	10,203,100			1,000,000		9,203,100
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧工事	176,000,000	169,795,000		35,057,000	134,700,000		38,000
		河川災害復旧工事	193,600,000	128,467,000		85,687,000	42,700,000		80,000
	3 民生施設災害復旧費	社会福祉施設等災害復旧費補助金	14,856,000	14,856,000		12,195,000			2,661,000
	5 文教施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧工事	327,623,000	188,948,027		43,771,000	4,800,000		140,377,027
		公民館災害復旧工事	285,254,000	161,973,000			161,900,000		73,000
		保健体育施設災害復旧工事	58,636,000	58,636,000			58,600,000		36,000
	合 計		24,944,237,000	23,207,522,897	256,010,000	20,554,679,341	1,317,100,000	31,920,000	1,047,813,556

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里



## 令和元年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
2	総務費	1 総務管理費 携帯電話等エリア整備事業	46,200,000		46,200,000		46,200,000	30,799,000		5,132,000	10,269,000	関係機関等との調整のため	
4	衛生費	1 保健衛生費 医療介護病院改修事業	2,901,470		2,901,470		2,901,470	2,901,000			470	工事遅延のため	
9	消防費	1 消防費 水害ハザードマップ改訂事業	18,252,245	2,780,000	15,472,245		15,472,245	6,610,000			8,862,245	関係機関等との調整のため	
合計			67,353,715	2,780,000	64,573,715		64,573,715	40,310,000		5,132,000	19,131,715		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里



令和元年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	309,828,000 円	275,726,161 円	140,726,161 円	67,500,000 円	67,500,000 円	円	円
合 計			309,828,000	275,726,161	140,726,161	67,500,000	67,500,000		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里



## 令和元年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	115,866,000	115,866,000	84,124,000	16,142,000	15,600,000		
合 計			115,866,000	115,866,000	84,124,000	16,142,000	15,600,000		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里





令和元年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	1	土地区画整理事業費	828,449,000 円	720,726,008 円	149,071,008 円	300,255,000 円	271,400,000 円	円	円
合 計			828,449,000	720,726,008	149,071,008	300,255,000	271,400,000		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里



令和元年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担予定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
1	土地区画整 理事業費	1 土地区画整理 事業費	20,360,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	補償物件移転の遅延のため
合計			20,360,000		20,360,000		20,360,000	20,360,000					

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里



## 令和元年度郡山市総合地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 総務費	2 施設費	総合地方卸売市場施設整備事業	130,000,000 円	130,000,000 円	円	円	130,000,000 円	円	円
合 計			130,000,000	130,000,000			130,000,000		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里



## 令和元年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金及び寄附金	企業債	建設改良積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	熱海浄水場施設更新実施設計委託	28,160,000		28,160,000			28,160,000			台風のため
		熱海浄水場土砂災害対策測量設計委託	9,020,000		9,020,000			9,020,000			台風のため
		配水管更新工事	1,170,017,200		1,170,017,200			1,170,017,200			台風のため
		配水管移設工事	144,705,000		144,705,000	119,994,084		24,710,916			入札不調のため
合 計			1,351,902,200		1,351,902,200	119,994,084		1,231,908,116			

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里





令和元年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	元年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国・県支出金	企業債	出資金等
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	雨水貯留管整備事業 (赤木貯留管・函景 貯留管)	5,129,000,000	1,948,200,000	1,707,544,240	3,655,744,240	1,243,268,560	2,412,475,680	2,412,475,680	1,213,917,840	1,077,400,000	121,157,840
		119号雨水幹線築造 工事	1,125,483,000	135,600,000	989,883,000	1,125,483,000	969,190,000	156,293,000	156,292,400	78,146,200	69,500,000	8,646,200
		112号雨水幹線築造 工事	372,600,000	199,800,000		199,800,000		199,800,000	199,800,000	100,989,800	89,000,000	9,810,200
		雨水貯留管整備事業 (小原田貯留管)	4,438,900,000	455,000,000		455,000,000		455,000,000	455,000,000	230,023,300	202,800,000	22,176,700
		水門町ポンプ場長寿 命化改築工事	500,000,000	35,000,000		35,000,000		35,000,000	35,000,000	17,500,000	15,800,000	1,700,000
合 計			11,565,983,000	2,773,600,000	2,697,427,240	5,471,027,240	2,212,458,560	3,258,568,680	3,258,568,080	1,640,577,140	1,454,500,000	163,490,940

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里



令和元年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	汚水処理施設整備事業	504,321,200		504,321,200	211,021,900	268,400,000	24,899,300		関係機関との調整に期間を要したため
		雨水対策整備事業	48,793,000		48,793,000	16,098,300	30,300,000	2,394,700		関係機関との調整に期間を要したため
		本管改良事業	23,768,800		23,768,800		10,600,000	13,168,800		他関連事業の遅延等のため
		雨水貯留施設等整備事業	152,056,443		152,056,443	41,761,300	102,700,000	7,595,143		関係機関との調整に期間を要したため
		災害復旧事業	344,610,000		344,610,000	229,854,000	114,700,000	56,000		事業遅延のため
合計			1,073,549,443		1,073,549,443	498,735,500	526,700,000	48,113,943		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 費用	1 営業費用	台風第19号による浸水被害に関する検証業務委託	7,150,000		7,150,000			7,150,000		事業遅延のため
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	雨水貯留施設等整備事業	564,818,541		564,818,541	282,409,270	254,100,000	28,309,271		関係機関との調整に期間を要したため
合計			571,968,541		571,968,541	282,409,270	254,100,000	35,459,271		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 万里



令和元年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 農業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費	施設改良事業	54,181,000		54,181,000	38,000,000		16,181,000		国の予算措置に伴う事業前倒し等のため
		災害復旧事業	209,675,700		209,675,700	122,723,000	30,600,000	56,352,700		事業遅延のため
合計			263,856,700		263,856,700	160,723,000	30,600,000	72,533,700		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 農業集落排水事業費用	3 特別損失	災害復旧事業	73,561,400		73,561,400	58,849,000		14,712,400		事業遅延のため
合計			73,561,400		73,561,400	58,849,000		14,712,400		

令和2年6月15日提出

郡山市長 品川 萬里

